

【 第2回櫛引地域審議会 配布資料一覧 】

平成 24 年 8 月 1 日

【配布資料】

・会議次第

・**資料1**：学校適正配置について

・**資料2**：平成24年度櫛引地域審議会の進め方

・**資料3**：地域審議会の設置に関する協議書

資料：平成 24 年度第1回櫛引地域審議会会議録

〔新委員の皆様だけに配布している参考資料〕

・櫛引地域審議会提言書（平成 23 年 12 月 15 日）

・〔冊子資料〕：鶴岡市総合計画実施計画（平成 24 年度から平成 26 年度）

平成24年度 第2回 櫛引地域審議会席表

240801

会長席

前 田 勝
秋 山 文 雄
上 野 重 和
渡 会 昇
澤 川 宏 一
佐 久 間 泰 子
佐 久 間 忠 勝
松 浦 安 雄

今 野 慎 太 郎
斎 藤 ゆ う 子
伊 藤 信
成 田 勇
森 薫
斎 藤 美 恵
清 和 ふ み 子
今 野 亨

学区再編対策室主査	学区再編対策室長	市民福祉課長	支所長	総務企画課長	産業課長	南部建設事務室長	南部税務事務室
		地 域 振 興 課		総 務 企 画 課 主 幹	産 業 課 主 幹		

府
会
總
務
企
画
課

傍聴席

受 付

学校適正配置について

地域審議会資料

平成24年8月

鶴岡市教育委員会
管理課 学区再編対策室

学校適正配置の取組み状況と今後の進め方について

学校適正配置のこれまでの取組み

平成22年8月	鶴岡市学校適正配置検討委員会を設置 ◇学校配置の適正化及びその実施に必要な事項に関する検討・提言
平成23年5月	「鶴岡市における適正な小中学校の学区に関する提言について」の最終報告
5月	『鶴岡市学校適正配置基本計画』を策定
6月～	学校適正配置地域説明会および個別説明会を開催 ◇全市を対象に各地域（全中学校区）で開催 ◇検討対象の小学校区（14校）で開催
11月～	学校適正配置地域検討委員会を設置 ◇検討対象地域（8中学校区）において、地域検討委員会を開催 ◇検討対象小学校区への懇談会の設置・付託を承認
平成24年1月～	懇談会の開催 ※地域事情、年代等によっても考え方の差異 ※学校が無くなることによる地域活力低下への不安 等
7月	第2回地域検討委員会の開催

これからの検討の流れ

- 平成28年度開校に向けた標準的なスケジュール（想定）
 - ・ 平成26年3月 懇談会、地域検討委員会、説明会等の開催による協議
懇談会での合意 → 地域検討委員会での合意
(※H27.4統合の場合は、H25.9まで地域合意)
 - ・ 平成26年4月～ 統合準備委員会による協議（2年）
統合準備事業（1年～2年）
 - ・ 平成27年4月 統合校開校
 - ・ 平成28年4月 統合校開校
- 平成26年4月の開校を想定した場合の主な流れ
 - ・ 平成24年 9月頃までに「統合合意」の決定
 - 10月～ 学校再編計画の策定（統合対象校、統合時期、位置 等）
平成25年度カリキュラム、事業計画策定
 - 12月～ 学校再編実施計画の策定（実施スケジュール、校名、校歌、校章 等）
統合準備委員会発足（専門部会を構成して協議）
例：総務、学校教育、P.T.A、教育後援会、同窓会部会 など
 - ・ 平成25年 4月～ 統合準備事業
閉校記念事業実行委員会発足 等
入学案内、新入学説明会、閉校記念事業、引越し など
 - ・ 平成26年 4月 統合校開校

●鶴岡市学校適正配置基本計画の概要

適正配置の 目指すもの

- 子どもにとって望ましい教育環境の整備を目的とするものであること
- 市内全ての子どもが公平で適正な教育環境を保障されること
- 個に応じた指導が大切にされ、適正な規模の集団の中で学び合い、切磋琢磨して逞しい心が養えること

望ましい 学校規模

- 小学校の学校規模は6学級～24学級とする
- 中学校の学校規模は3学級～18学級とする
- 1学級あたり15人～20人以上を確保できる規模を目指す
- 複式学級の解消に努める

検討体制

- 計画期間は平成23年度～27年度の5年間
- 検討対象地域ごとに地域検討委員会を設置(懇談会・小委員会を含む)
- 統合校同士での調整課題は統合準備委員会で検討

配慮事項

- 本計画の基準や目標は目安
- 児童数の動向、社会情勢の変化などに即し、計画の見直しも
- 子どもたちへの心のケア、通学対策を適切に講じる
- 施設跡地については、地域の活性化に望ましい活用策を検討

学区再編の方法

学校の統合による

再編を行う範囲

合併旧市町村のエリア内で、中学校区単位とする

目標年次

平成28年4月までの開校を目標。ただし合意が得られた学区は可能な限り早期に実施する

検討対象校と学区

平成28年までに複式学級の編制が想定される14の小学校（8中学校区）※下図

第二中学校区	
栄 小 (42)	
朝陽三小 (641)	
朝陽五小 (414)	
京田小 (87)	

第四中学校区	
湯田川小 (40)	
田川小 (48)	
朝陽三小 (641)	
朝陽四小 (504)	
大泉小 (99)	

第五中学校区	
加茂小 (55)	
湯野浜小 (122)	
大山小 (355)	
西郷小 (130)	

豊浦中学校	
小堅小 (29)	
由良小 (48)	
三瀬小 (74)	

藤島中学校区	
長沼小 (42)	
藤島小 (336)	
東栄小 (109)	
渡前小 (115)	

羽黒中学校区	
羽黒一小 (61)	
羽黒四小 (22)	
羽黒二小 (163)	
羽黒三小 (192)	

朝日中学校区	
朝日大泉小 (13)	
大網小 (15)	
朝日小 (155)	

温海中学校区	
五十川小 (31)	
福栄小 (37)	
山戸小 (19)	
温海小 (157)	
鼠ヶ関小 (117)	

・カッコ内の数値はH24全校児童数
・太字の学校は複式学級のある学校。

【H24.4.1現在】

■小学校 児童数と学級数の推移(通常学級)

	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30	
	児童数	学級数												
朝陽一小	610	21	570	20	571	20	577	20	567	19	522	18	510	18
朝陽二小	453	18	440	18	420	18	410	17	402	16	400	16	392	15
朝陽三小	641	23	647	23	641	23	661	23	677	24	686	24	684	24
朝陽四小	504	18	511	18	511	18	491	18	474	17	470	17	446	16
朝陽五小	414	15	407	15	389	14	388	14	398	15	404	16	407	16
朝陽六小	805	27	807	27	797	26	742	25	721	25	721	25	700	25
斎 小	102	6	103	6	100	6	106	6	113	6	114	6	121	6
黄金小	88	6	82	6	87	6	87	6	90	6	96	6	98	6
湯田川小	40	5	37	4	31	3	31	4	29	4	34	4	32	4
大泉小	99	6	99	6	103	6	101	6	108	6	110	6	111	6
京田小	87	6	92	6	84	6	86	6	93	6	98	6	99	6
栄 小	42	5	39	4	34	4	31	4	35	4	36	4	38	4
田川小	48	4	48	5	48	5	40	4	43	4	44	4	44	4
上郷小	118	6	107	6	100	6	103	6	103	6	96	6	94	6
三瀬小	74	6	71	6	73	6	67	6	59	6	53	5	47	5
小堅小	29	4	30	3	27	4	31	4	32	4	30	4	33	4
由良小	48	4	45	5	44	4	39	4	34	4	34	4	36	4
加茂小	55	5	56	4	55	4	52	5	50	5	49	5	53	5
湯野浜小	122	6	118	6	105	6	98	6	99	6	99	6	102	6
大山小	355	13	339	13	332	13	330	13	307	12	308	12	289	12
西郷小	130	6	134	6	121	6	121	6	115	6	110	6	110	6
藤島小	336	14	320	13	293	12	295	12	306	12	295	12	277	11
東栄小	109	6	118	6	108	6	98	6	89	6	90	6	78	6
長沼小	42	4	40	4	44	4	43	4	41	4	45	5	42	4
渡前小	115	6	115	6	125	6	122	6	108	6	102	6	93	6
羽黒第一小	61	5	54	5	56	5	47	4	41	4	51	4	47	4
羽黒第二小	163	6	163	6	165	6	160	6	160	6	155	6	165	6
羽黒第三小	192	6	185	6	193	6	184	6	184	6	181	6	178	6
羽黒第四小	22	3	24	3	27	4	23	3	23	3	23	4	25	3
櫛引東小	99	6	101	6	90	6	81	6	78	6	80	6	86	6
櫛引西小	194	7	192	7	178	6	173	6	176	6	171	6	160	6
櫛引南小	88	6	92	6	85	6	88	6	78	6	76	6	80	6
朝日大泉小	13	3	17	3	16	3	15	3	13	3	16	3	18	3
朝日小	155	6	146	6	156	6	152	6	151	6	145	6	137	6
大網小	15	3	12	3	13	3	15	3	16	3	16	3	16	3
温海小	157	6	148	6	141	6	138	6	127	6	124	6	119	6
五十川小	31	4	32	4	38	4	41	4	39	4	36	4	39	4
鼠ヶ関小	117	6	104	6	92	6	81	6	66	6	59	5	56	5
福栄小	37	4	41	4	40	4	40	4	41	4	41	4	43	4
山戸小	19	3	16	3	20	4	22	4	22	3	21	3	23	3
合計	6,829	314	6,702	310	6,553	307	6,410	304	6,308	301	6,241	301	6,128	296

(網掛け部分) は検討対象校

※24年度は、実際の学級編制による人数(=学級編制表24.3.30)で、特別支援児童は含まない。

※25～29年度は、1年次が「小学校区分・年齢別集計(24.4.1)」の数値、2年次以降は前年度よりそのまま

進級するものとして算出。

※30年度は、全学年「小学校区分・年齢別集計(24.4.1)」の数値より算出。

平成 24 年度 櫛引地域審議会の進め方

- 1 市の重要事業や総合計画実施計画等について意見を伺うとともに、地域課題の解決に向けて新たにテーマを設定し、その協議を行っていただきます。その協議概要については、市長を含めた鶴岡市地域振興対策会議へ支所長が報告いたします。
- 2 前委員の任期が平成 26 年 6 月 9 日までとなっていたことから、新委員の選任を行いました。（任期：平成 26 年 6 月 30 日まで）
- 3 平成 25 年度については、市の重要事業や総合計画実施計画について 24 年度同様に意見を伺うとともに、テーマに基づく協議を継続し、25 年 12 月を目処に市長への提言書の取りまとめを行います。

平成 24 年度 審議会開催のイメージ

年度内に 4～5 回程度の開催

第 1 回 審議会 [5 月 31 日（木）]

- 平成 24 年度予算及び主な事業の概要について
- 提言内容を踏まえた今後の事業計画等について
- 平成 24 年度櫛引地域審議会の進め方について

各地域審議会共通

審議会委員の公募及び委員の決定 [6 月中]

第 2 回 審議会 [8 月 1 日（水）]

- 辞令交付
- 会長等の選出、協議テーマの設定等について

各地域審議会共通

第 3 回 審議会 [10 月上旬]

- テーマに基づく協議、

第 4 回 審議会 [11 月中旬]

- 鶴岡市総合計画実施計画について
- テーマに基づく協議

各地域審議会共通

第 5 回 審議会 [　月中旬]

- テーマに基づく協議

行財政改革関連や学区再編等に係る意見を伺うため、各地域審議会の開催日程が調整される場合があります。

平成 22 年度～23 年度各地域審議会の協議テーマ及び提言

鶴岡地域審議会	平成 22 年度～23 年度の協議テーマ
	①「地域コミュニティについて」 ②「地域の産業・経済活動について」
	提言
	提言1 地域コミュニティの連携と防災力の向上 提言2 市民参加による観光文化都市の推進
藤島地域審議会	平成 22 年度～23 年度協議テーマ
	①「地域後継者の育成方策」 ②「地域活力を高める方策」 ③「市民の健康つくり」 ④「地域コミュニティ（住民自治組織）のあり方」
	提言
	提言1 地域後継者の育成方策について 提言2 地域の活力を高める方策について 提言3 市民の健康づくりについて 提言4 地域コミュニティのあり方について
羽黒地域審議会	平成 22 年度～23 年度の協議テーマ
	「観光地羽黒の更なるステップアップを目指して」
	提言
	提言 観光地羽黒の更なるステップアップを目指して
櫛引地域審議会	平成 22 年度協議テーマ 「地域社会で取り組む結婚支援のあり方」
	平成 23 年度協議テーマ 「地域コミュニティの活性化について」
	提言
	提言1 行政による積極的な婚活支援の推進 提言2 地域コミュニティの活性化方策について

朝日地域審議会	平成 22 年度協議テーマ ①「中山間地域生活環境(機能)の維持再生について」 ②「農林業の六次産業化の推進について」、 平成 23 年度協議テーマ 定住化対策について
	提言
	提言 1 中山間地域生活環境(機能)の維持再生について ～人材育成(役員の確保)及び防災体制・機能の整備について～ 提言 2 農林業に六次産業化の推進について ～農産物加工施設の整備の必要性と可能性について～ 提言 3 定住化対策について ～「住んでいたい」「住み続けられる」地域へ～
	平成 22 年度～23 年度協議テーマ ①「地域グループのネットワーク化」 ②「日沿道の利活用」 ③「農林水産業の後継者づくり」
温海地域審議会	提言
	提言 1 地域グループのネットワーク化について 提言 2 日沿道延伸に伴う観光誘客事業について 提言 3 農林水産業の後継者づくりについて

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、次のとおり（鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町）と協議して定めた。

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、第1条の区域（以下「区域」という。）ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

5. 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求める
ことができる。

6. 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮
った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署
において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項
は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

事務局(案)

6. 協議

(1) 地域審議会協議テーマの設定と今後の進め方について

地域庁舎では、積極的に地域の声を汲み上げ、市民力・地域力・行政力の三つの力を十分発揮して、地域の課題解決を図るための調査や施策の検討を進めることとしています。

これらの動きとも連動しながら、地域審議会において、地域の課題を踏まえた協議テーマを設定し、地域組織の代表の方や地域住民の方から議論していくいただき、市に対して提言をいただくこととしています。

次回以降の地域審議会において、設定したテーマについても協議していただくこととしております。

【参考：これまでのテーマ】

- ・平成22年度：地域社会で取り組む結婚支援のあり方
- ・平成23年度：地域コミュニティの活性化方策について

〔平成24年度～櫛引地域審議会の協議テーマ〕

(案-1) 地域活性化に向けた住民主導のコミュニティ推進組織について

市では、本年度中を目標に「鶴岡市地域コミュニティ基本方針」を策定することとしており、その方向性の中に「広域的なコミュニティ機能の強化やその組織づくりや育成」がある。櫛引地域では、単位自治組織が21地区と集約されているため、広域的なコミュニティ組織を有していない状況があるが、地域運営の基本に関わる部分でもあるため、櫛引地域審議会でも協議いただく。

(案-2) 地域活性化に向けた賑わいの創出について

新市の一体感の醸成に努めてきた一方で、櫛引地域としての求心力低下を心配する声がある。

本年で2回目の開催となった「くしひき夏まつり」は大勢の地域民に参加いただき盛況に開催されている。このように各組織が協力しながら、地域民が一同に集い、賑わいをつくりながら地域民であることの絆を改めて確認できるようなイベント等を創出していいのか。

やるとすれば、どんな賑わいの創出が良いか。また、実施手法等についてはどうしたら良いか等について協議いただく。

- ・今後の進め方について・・・別紙資料2